

訪問看護・予防訪問看護利用料金（1回につき） 【介護保険】

下記料金は介護報酬単価の1割負担分を記載しております。  
 一定以上の所得のある方は、2割負担になります。（介護保険負担割合証の提示をお願いします。）

基本サービス費	看護師	准看護師
20分未満	310円	279円
30分未満	463円	417円
30分以上60分未満	814円	733円
60分以上90分未満	1117円	1005円

以下の場合につき別途料金が加算されます。

☆緊急時訪問看護加算 540円/月

利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合

☆特別管理体制加算Ⅰ 500円/月（がん末期、留置カテーテルなど）

☆特別管理体制加算Ⅱ 250円/月（在宅酸素療法、真皮を越える褥創状態など）

ただし、緊急時訪問看護加算、特別管理体制加算は区分支給限度基準額から除外いたします。

☆初回加算 300円/回

☆人員体制加算 6円/回

研修等を実施しており、かつ3年以上の勤続年数のある者が、30%以上配置されている場合

☆退院時共同指導加算 600円/回

入院中に看護師等が医療機関と共同して在宅での療養上の指導を行った場合

☆複数名訪問加算 30分未満 254円/回 30分以上 402円/回

身体的理由、暴力的行為などの理由により、1人での看護師等による訪問看護が困難な場合

☆ターミナルケア加算 2000円/月

その他費用【保険適用外】 死後処置料 10800円

## 訪問看護利用料金 【医療保険】

下記料金は、診療報酬単価の全額を記載しています。

利用者様の加入している医療保険証により自己負担額（1割～3割）が変わります。

- ・ 訪問看護基本療養費（Ⅰ） 看護師、理学療法士等が訪問した場合  
5 5 5 0 円 （週3日まで）  
6 5 5 0 円 （4日目以降）  
准看護師が訪問した場合  
5 0 5 0 円 （週3日まで）  
6 0 5 0 円 （4日目以降）
- ・ 訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一建物居住者に同じ日に他の利用者様にも訪問した場合  
（同一日に3人以上）  
看護師、理学療法士等が訪問した場合  
2 7 8 0 円 （週3日まで）  
3 2 8 0 円 （4日目以降）  
准看護師が訪問した場合  
2 5 3 0 円 （週3日まで）  
3 0 3 0 円 （4日目以降）
- ・ 訪問看護基本療養費（Ⅲ） 入院中の一時的な外泊時に訪問した場合  
8 5 0 0 円 （入院中1回）
- ・ 機能強化型訪問看護管理療養費Ⅰ  
1 2 4 0 0 円 （月の初日）  
2 9 8 0 円 （2日目以降）
- ・ 機能強化型訪問看護管理療養費Ⅱ  
9 4 0 0 円 （月の初日）  
2 9 8 0 円 （2日目以降）
- ・ 管理療養費  
7 4 0 0 円 （月の初日）  
2 9 8 0 円 （2日目以降）
- ・ 複数名訪問加算  
4 3 0 0 円 （看護師）  
3 8 0 0 円 （准看護師）
- ・ 夜間・早朝・深夜加算  
2 1 0 0 円 （夜間・早朝）  
4 2 0 0 円 （深夜）
- ・ 24時間対応体制加算  
5 4 0 0 円 （月1回）
- ・ 退院時共同指導加算  
6 0 0 0 円
- ・ 特別管理指導加算  
2 0 0 0 円 （在宅酸素などの場合に退院時共同加算に上乘せ）

- ・ 特別管理加算                    5 0 0 0 円    (月 1 回)  
   2 5 0 0 円    (月 1 回)  
   要件は介護保険と同じ
- ・ 緊急時訪問看護加算            2 6 5 0 円    (1 日につき)
- ・ 長時間訪問看護加算            5 2 0 0 円    (週 1 回)
- ・ 退院支援指導加算              6 0 0 0 円    (退院日)
- ・ ターミナルケア療養費        2 0 0 0 0 円

また、14日を期間として特別訪問看護指示を受けた訪問もできます。(訪問回数制限なし)